

# 一般社団法人福島県精神保健福祉協会相双支部規程

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人福島県精神保健福祉協会相双支部（以下「支部」という）と称する。

(目的)

第2条 支部は、一般社団法人福島県精神保健福祉協会（以下「本法人」という）定款第3条第1項の目的を達成するため、同条第2項に規定する事業を公正かつ適切に行うこと及び会員と本法人との連絡調整を図ることを目的とする。

(事務所の所在場所)

第3条 支部の事務所は、福島県相双保健福祉事務所に置く。

## 第2章 会員名簿

(会員名簿)

第4条 支部に会員名簿を備える。

2 前項の会員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、会員名簿にその旨を記載するものとする。

## 第3章 支部会員

(支部会員)

第5条 支部の正会員及び賛助会員は、原則として本法人支部規則別表に定めるこの支部の区域内に住所又は事業所を有する者とする。

## 第4章 代議員

(支部所属代議員)

第6条 支部に属する地域内に、主たる勤務地又は居住地として届け出られた連絡先を有する代議員をもって、支部所属代議員とする。

2 代議員は、一般社団法人福島県精神保健福祉協会代議員選出規程に基づき選出する。

3 他支部より転入した代議員は、支部で代議員となる。その場合の代議員任期は、転入元支部における代議員の残任期間とする。

## 第5章 役員

(役員)

第7条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 3名以内
- (3) 幹事 15名以内
- (4) 監査 2名以内

(役員職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を行う。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、支部長及び副支部長に事故があるときはその職務を代理し、支部長及び副支部長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4 監査は、支部の資産及び会計の状況の監査を行う。
- 5 監査は、他の役員を兼ねることができない。

(役員選任)

第9条 役員は、支部の総会（以下「総会」という）の決議によって選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員報酬)

第11条 役員報酬は、無報酬とする。

(顧問)

第12条 支部に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議決を経て支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ、役員会、支部総会で意見を述べるができる。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

## 第6章 総 会

### (総会)

第14条 支部定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催しなければならない。

2 支部臨時総会は、必要なときに開催することができる。

### (総会の組織)

第15条 総会は正会員をもって組織する。

### (招集)

第16条 総会は支部長が招集する。

2 総会は、開会の日から7日前までに正会員に対して、その通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

### (議長)

第17条 総会の議長は、総会で正会員の中から選任する。

### (議決事項)

第18条 次の事項は、総会の決議を経るものとする。

- (1) 支部規程の変更に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 本法人の運営につき建議する事項
- (4) 会長から諮問された事項
- (5) 総会において、審議することを相当と議決した事項

### (議決の要件)

第19条 総会の議決は、この規程に別段の定めのある場合のほか、出席した正会員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

2 正会員は、他の正会員を代理人として、議決権を行使できる。この場合において、代理人は、代理権を証する書面を支部長に提出しなければならない。

3 総会の決議について特別の利害関係を有する者は、議決権を行使することができない。

### (議決権)

第20条 正会員は1個の議決権を有する。

### (特別決議の要件)

第21条 支部規程の変更に関する事項並びに役員解任に関する事項の決議は、正会員の過半数が出席し、その議決権の3分の2以上で議決する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した正会員1名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第7章 役員会

(役員会の種類及び開催)

第23条 役員会は、通常役員会及び臨時役員会の2種類とする。

- 2 通常役員会は、毎年定期的に2回開催する。
- 3 臨時役員会は、必要があるときに開催することができる。

(役員会の組織及び招集)

第24条 役員会は、支部長、副支部長及び幹事(以下「役員会組織員」という。)をもって組織する。

- 2 役員会は、支部長が招集する。ただし、支部長に事故があるときは、他の役員会組織員が役員会を招集する。
- 3 役員会を招集するには、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって、会日より7日前までにその旨を通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

(役員会の決議等)

第25条 支部の業務執行は、役員会の決するところによる。

- 2 役員会の議長は、支部長がこれに当たる。ただし、支部長に事故があるときは、当該役員会において定めた者が議長となる。
- 3 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員会組織員を除く役員会組織員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(役員会の権限)

第26条 次の事項は、役員会で審議し又は決定する。

- (1) 支部総会に付議する事項
- (2) 支部長から付託された事項
- (3) 翌年度事業計画及び予算
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支部の業務執行に関する事項

## 第8章 財産及び会計

(経費)

第27条 支部の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 支部会費

- (2) 本部からの助成金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第28条 支部長は、毎事業年度が開始する前に事業計画書及び収支予算書を作成し、役員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

- 2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(目的外支出)

第29条 支部長は、支出予算については、本規程に定める目的のほかこれをを使用してはならない。

(財産目録)

第30条 支部長は、支部の資産及び負債を明らかにするため、毎事業年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第31条 支部長は、毎事業年度終了後、支部の事業報告及び決算書類を作成し監査に提出しなければならない。

- 2 監査は、前項の事業報告及び決算書類を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 支部長は、前項の監査を受けた事業報告及び決算書類について、役員会の承認を経た上で定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(資産の管理)

第32条 支部の資産は、支部長が管理する。

(書類等の閲覧)

第33条 正会員は、支部長に対し、資産の状況について説明を求め又は会計に関する記録の閲覧を求めることができる。

(事業年度)

第34条 支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第35条 支部の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

## 第10章 報 告

(支部長の報告義務)

第36条 支部長は、正会員が本法人の定款又は支部規則若しくは支部規程に違反すると思料するときは、その旨を会長に報告しなければならない。

(支部長の提出義務)

第37条 支部長は、総会終了後2か月以内に、その総会の議事録を会長に提出しなければならない。

2 支部長は、前項の総会が通常総会である場合には、計算書類を添えなければならない。

## 第11章 補 則

(各支部規程)

第38条 支部長は、この規程に定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。